

## 京都市告示第 533 号

京都市狂犬病予防法施行細則第 4 条に基づき、鑑札の様式を、同第 8 条に基づき、注射済票の様式を次のとおり定めます。

平成 27 年 1 月 30 日

京都市長 門川 大作

### 1 鑑札



備考 1 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪等の犬が着用するものに付着できること。

- 2 「犬鑑札」の文字、登録番号及び市町村名を記載すること。
- 3 「犬鑑札」の表示は 12 ポイント以上の活字とすること。

### 2 注射済票



備考 1 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪、鑑札等の犬が着用するものに付着できること。

- 2 「注射済」の文字、注射実施年度及び市町村名を記載すること。
- 3 「注射済」の表示は 8 ポイント以上の活字とすること。
- 4 地の色は、平成 27 年度は青色、平成 28 年度は黄色、平成 29 年度は赤色とし、その後はこれを順次繰り返すものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる鑑札の様式は、なお従前の例による。

- (1) 犬の登録を平成27年4月1日前に申請した者に交付する鑑札
- (2) 鑑札の再交付を平成27年4月1日前に申請した者に再交付する鑑札
- (3) 狂犬病予防法施行令第2条の2第2項の届出を平成27年4月1日前にした者に交付する鑑札

3 次に掲げる注射済票の様式は、なお従前の例による。

- (1) 犬について狂犬病の予防注射を平成27年3月2日前に受けた者に交付する注射済票
- (2) 注射済票の再交付を平成27年3月2日前に申請した者に再交付する注射済票

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)